

姫路市飾磨市民センター内
利便施設（喫茶・食堂）事業者 募集要項

令和8年10月

姫路市 市民活動推進課

姫路市飾磨市民センター（以下「センター」という。）等の利用者へのサービスと利便性の向上を目的とし、センター内の利便施設（喫茶・食堂）を運営する事業者（以下「事業者」という。）の募集を次のとおり実施します。

1 利便施設の概要

(1) 所在地

姫路市飾磨区玉地一丁目27番地（センター1階部分の一部）

(2) 面積

厨房：26.754㎡、コミュニティサロン：78.302㎡

※ コミュニティサロン部分は、喫茶・食堂利用者以外のセンター利用者也使用することが可能です。

(3) 付帯設備

電気、都市ガス、水道

(4) 営業日

原則として年末年始（12月28日から1月3日）及び工事・点検等のセンター臨時休館日を除く開館日。

※ 市民活動推進課と協議することで、変更することも可能とします。

(5) 営業時間

午前10時から午後3時まで

※ 市民活動推進課と協議することで、延長することも可能とします（開館時間（午前9時から午後9時まで）内に限る。）。

(6) 営業開始時期

令和9年4月1日（木）以降。

※ センターは現在大規模改修工事中のため、工事の進捗によっては、営業開始時期が変更となる可能性があります。

※ 設備の搬入や改修等の営業準備については、大規模改修工事完了（令和9年2月～3月上旬（予定））後に行っていただけます。

(7) センター利用者数（単位：人）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
46,006	48,913	50,781	14,833

※ 令和7年度は、大規模改修工事により令和7年8月から全館休館しているため、利用者が減少しています。

(8) 利便施設の使用許可を受けた事業者は、センター内に自動販売機を設置することができます。ただし、自動販売機の設置のための使用料、電気代が別途必要です。

（参考：自動販売機設置に係る1台当たりの使用料）

- ・建物内に設置：月額1,150円～2,300円
- ・建物外に設置：月額580円～1,150円

2 募集要項の配布等

(1) 配布期間

令和8年10月20日（火）から12月14日（月）

(2) 配布方法

姫路市ホームページからダウンロードしてください。

【ホームページ】 <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000034203.html>

※ 市民活動推進課でも配布しています。

3 応募資格等

次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

(1) 自らが営業しない者

(2) 次のアからカまでのいずれかに該当する者

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ないもの

(3) 次のアからカまでのいずれかに該当する者（その事実があった後2年間を経過しないものに限る。）

ア 姫路市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 姫路市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が姫路市と契約すること又は姫路市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により姫路市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なく、姫路市との契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年間を経過しないものを姫路市との契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号及び姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日施行）第3条各号の規定に該当する者

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

(6) 法人にあつては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がある者。個人にあつては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がある者。

(7) 過去2年間において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は関連法令等に基づく行政

処分を受けている者

4 使用許可期間

令和9年4月1日（使用許可予定日）から令和10年3月31日（当該年度末日）までとします。
令和10年4月1日以降、継続して使用するためには1年ごとに申請を行っていただきます。

ただし、令和14年3月末に再度評価し、継続の可否を判断するものとします。

なお、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消すことがあります。

5 使用料等

(1) 使用料

ア 月額33,000円（税込）以上

※ 基準額のため、変動する場合があります

※ 更新の際、提案使用料より本市基準額が上回る場合は、本市基準額が使用料となります。

イ 使用料は、姫路市が発行する納入通知書により、姫路市が指定する期限までに全額納付してください。

ウ 使用許可の期間が1月に満たない端数が生じたときは、端数を切り上げて1月とします。

(2) その他必要経費

ア 運営・維持管理費

光熱水費、清掃費及び消耗品（室内照明管球等）費等の喫茶・食堂の運営・維持管理にかかる経費については、全て事業者の負担とします。

イ 什器等

イス（中古）・机（中古）

※ 厨房機器・冷蔵庫・給湯器・ガステーブル・配膳台・棚・食器・容器・運搬用具・ダストボックス・消耗品類等、運営に必要な機材は事業者において準備してください。

ウ 営業準備費

設備等搬入費、改修費等の営業準備に要する一切の費用は事業者の負担とします。

エ 保証金

月額使用料の6か月分

※ 使用期間満了後、使用物を姫路市に引き渡した後に無利子で返還します。

なお、事業者が使用許可条件に違反して使用許可を取り消したとき、又は事業者が許可条件を履行しないため、市に損害を与えたときは、市長の認定する損害額に相当する額、又は使用料及びその他管理経費等について滞納金があるときは、滞納額に相当する額について返還しません。

6 営業許可条件

営業許可期間前及び営業許可期間中は、次のことを遵守してください。

なお、姫路市は、許可物件について随時実地調査を行い、その維持使用について指示することがあります。

(1) 事業者は、入店の決定通知を受けると直ちに業務に必要な準備に着手すると共に、行政財産の使用許可を受けて営業を開始できること。

(2) 行政財産使用料及び光熱水費等を姫路市及び指定管理者が指定する期限までに確実に納付す

ること。

- (3) 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出を行うこと。
なお、許認可を受けたときには、速やかに市に許可書等の写しを提出すること。
- (4) 利便施設を営業する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
- (5) 経験・実績のある調理師又は食品衛生責任者を配置すること。
- (6) 提供品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、当施設の指定管理者の指示に従うこと。
- (7) 酒類の提供はしないこと。
- (8) 利便施設内は厨房も含め全て禁煙とすること。
- (9) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。
- (10) 許可期間が満了したとき又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。
なお、原状回復に際し、事業者は、一切の補償を姫路市に請求することはできない。
- (11) 事業者（従業員を含む）が通勤等のためセンターの駐車場を利用することは、原則認めません。
- (12) 利便施設の看板等の規模（高さを含む）、デザイン、色彩等については、施設や施設周辺との調和や眺望に配慮することとし、設置にあたっては、事前に市民活動推進課と協議し、了承を得ること。
- (13) 備品の選定や配置及び施設レイアウトや雰囲気等については、公共施設のイメージを損なわないようにするとともに、備品搬入については、事前に備品配置計画書（（任意様式）（配置図、備品リスト等））を市民活動推進課に提出し承認を得ること。また、備品配置計画にあたっては、建築基準法、消防法等、関係法令を厳守すること。

7 現地説明会について

大規模改修工事中のため、説明会は行いません。

8 質問及び回答

この募集要項に関する質問は、次のとおり受け付けます。

- (1) 提出書類
質問書（様式第6号）
- (2) 提出方法
質問書に質問事項の他必要事項を入力し当該電子ファイルを次の「(3) 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信してください。
- (3) 提出先（送信先アドレス）
ikigai-shiminkaikan@city.himeji.lg.jp
- (4) 提出期限
令和8年12月2日午後5時まで
- (5) 質問に対する回答
令和8年12月9日までに、ホームページにて公表します。
- (6) その他
ア 質問及び質問に対する回答は、本募集要項の追加事項又は修正事項として取り扱います。
イ 質問が次項第1号に定める応募申込書類の評価に関する内容である場合は、回答をしないこ

とがあります。また、質問の内容に質問者を特定できる記載があるときは、回答をしません。
ウ 質問者名は公表しません。

9 応募方法等

(1) 応募申込書類

- ア 応募申込書（様式第1号）
- イ 利便施設運営企画書（様式第2号）
- ウ 使用料提案書（様式第3号）
- エ 誓約書（様式第4号）
- オ 食品衛生責任者となることができる有資格者（現場責任者）を配置できることを証明する資格証の写し
- カ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- キ 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書））
- ク 国税（所得税、法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（その3の2又はその3の3）
- ケ 申立書兼同意書（様式第5号）

注1 提出書類は、全て原本を提出してください。（オを除く）

注2 提出書類は各1部です。

注3 上記カ、キ及びクの各種証明書は、発行後3箇月以内のものに限ります。

(2) 提出先

姫路市市民局市民活動推進課

(3) 提出方法

応募申込書類を直接持参してください。

(4) 提出期間及び提出時間

令和8年10月27日（火）から12月14日（月）まで（閉庁日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(5) 応募辞退

ア 応募者は、次項第2号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、事業者が決定されるまでの間は、いつでも応募を辞退することができます。

イ 応募を辞退する場合は応募辞退届（様式第7号）を提出してください。

10 事業者の決定

(1) 審査及び事業者の決定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった応募申込書類を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法によります。

イ 提案に関する評価は、姫路市飾磨市民センター内利便施設事業者検討委員会において実施します。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案に関する評価

評価基準	配点
出店に対する意欲・熱意はあるか。	10
営業日・営業時間や人員配置について、適正なものか。	10

効果的な広報・情報発信による利用促進は見込めるか。	10
メニューの種類・価格等のサービスは魅力あるものか。	25
衛生管理体制は適切か。	10
営業開始までのスケジュールは無理がなく現実的なものか。	10
収入、支出の見込みは現実的かつ効果的か。	10
事業に活かすことができる経験、実績等があるか。	5

※ 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出します。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.0
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.8
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.6
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.4
E	普通である	各項目の配点×0.2

イ 提案使用料に関する評価

前項第1号に定める応募申込書類の様式第2号に記載された提案使用料を対象として、次の方法により評価点を算出します。

配点は10点とし、以下の算出式により算出します。

$$(\text{提案使用料} \div \text{基準額} \times 1.2) \times 10 \text{ 点}$$

※ 提案が基準額（33,000円）未満の場合は失格となります。

※ 提案使用料が基準額（月額33,000円）の1.2倍を上回る場合は、一律10点の評価点となります。

※ 小数点以下二位を四捨五入します。

ウ 総合評価点

提案内容に関する審査員全員の評価点合計の平均点（90点満点。ただし、小数点以下二位を四捨五入します。）と提案使用料に関する評価点（10点満点）の合計により算出します。

エ 最低基準点

提案者の提案内容に関する評価点は、60点を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は、決定しません。また、提案者が1者であっても最低基準点を下回る場合は事業者として決定しません。

オ 事業者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を事業者とします。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより事業者を決定します。この場合、当該応募者はくじを引くことを辞退することはできないものとします。また、当該応募者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって、市職員にくじを引かせます。

(3) その他

ア 審査に際し、必要と認めるときは、応募申込書類の内容について、説明や追加資料の提出を求める場合があります。

イ 審査の経過に対する問合せには応じません。

ウ 事業者の決定は、令和8年12月18日（金）の予定です。審査結果は、結果のいかんにかかわらず書面で通知するとともに、決定した事業者名及び提案者数を姫路市ホームページに掲載します。

エ 審査の経緯については、一切公表しません。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けません。

オ 不正な応募が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止し、又は延期することがあります。

1 1 使用許可申請の手続

事業者決定した者は、姫路市が指定する期日までに次の書類を提出してください。

- (1) 行政財産使用許可申請書（様式第8号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第9号）

1 2 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とします。

- (1) 第3項各号に定める応募資格要件を満たしていない者
- (2) 応募申込書類を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 応募申込書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案使用料が、市が設定した基準額（33,000円）に達していない提案をした者
- (5) その他本募集要項の条件に違反した者

1 3 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 事業者が応募資格を失った場合

1 4 応募申込書類の取扱い

- (1) 提出された応募申込書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (2) 応募申込書類は、姫路市飾磨市民センター内利便施設事業者の決定以外には使用しません。
- (3) 応募申込書類は、必要に応じ複写します。
- (4) 応募申込書類及び利便施設の営業期間中の管理運営に係る各種報告書類は、必要に応じて公表することとします。ただし、公表に当たっては、個人情報や申込法人の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例の規定に照らし内容を判断します。

1 5 参考資料

- (1) 1階平面図
- (2) 厨房部分詳細図
- (3) 現況写真

1 6 問合せ先

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地

姫路市市民局市民活動推進課 地区市民センター担当

電話：079-221-2560

FAX : 0 7 9 - 2 2 1 - 2 7 5 8